

平成21年教育委員会第5回臨時会会議録

開会日時 平成21年5月26日 午前10時00分

閉会日時 同 上 午前11時30分

場 所 教育委員会室

出席委員 委員長 松本 實
同職務代理 遠藤 勝男
委員 佐藤 昭
委員 面田 博子
委員 秋本 則子
教育長 山崎 喜久雄

議場出席委員

・教育次長	内山 利之	・教育振興担当部長	吉田 義仁
・庶務課長	深井 祐子	・教育計画推進担当課長	木佐森 茂
・施設課長	齋藤 登	・学務課長	土肥 直人
・指導室長	平沢 安正	・統括指導主事	江田 真朗
・地域教育課長	新井 洋之	・生涯学習課長	宮地 智弘
・生涯スポーツ課長	尾形 保男	・葛飾図書館長	高木 利成

書記

・企画係長 平井 大介

開会宣言 委員長 松本 實 午前10時00分 開会を宣する。

署名委員 委員 松本 實 委員 遠藤 勝男 委員 山崎 喜久雄
以上の委員3名を指定する。

議事日程 別紙のとおり

開会時刻 10時00分

委員長 ただいまから、平成21年教育委員会第5回臨時会を開会いたします。

議事に入る前に、お諮りしたいことがございます。

本日、1名の傍聴の申し出がありました。許可をしたいと思いますが、よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

委員長 では、異議なしということで、傍聴を許可することにいたします。

では、傍聴人の入室を許可いたしますので、事務局の方は傍聴人を呼んでください。

(傍聴人入室)

委員長 それでは、委員長から傍聴される方に申し上げます。

葛飾区教育委員会傍聴規則等の規定により、傍聴人の方は次の事項を守ってください。

1、傍聴人は、委員会の中では発言はできません。

2、傍聴人は、静粛を旨とし、委員の言論に対して拍手など賛否をあらわすようなことはおやめください。

3、傍聴人は、写真撮影、録画、録音を行わないでください。

なお、携帯電話の電源はお切りください。

4、傍聴人は、その他、会議の妨げとなるような行為はしないでください。

なお、傍聴人の方にこれらの違反行為がありました場合は、退席していただくこともありますので、よろしく願います。

それでは、議事に入ります。

本日は、請願・陳情はございません。

議案に入ります。

議案第29号「平成21年度葛飾区一般会計補正予算(第1号・教育費)に関する意見聴取」を上程いたします。

庶務課長。

庶務課長 それでは、議案第29号「平成21年度葛飾区一般会計補正予算(第1号・教育費)に関する意見聴取」についての議案でございますが、提案理由ですが、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」第29条の規定に基づき、区長から意見を求められたので、本案を提出するものでございます。

別添の予算(案)についてご説明をいたしますので、まず、9ページをお開けいただきたいと思います。

歳出のご説明でございます。歳入については、後ほどこの歳入の中でご説明する部分もありますので、歳出から先にご説明をさせていただきます。

第8款教育費、第1項教育総務費、補正額が964万7,000円でございます。事務局費が補正額

0円となっております。これにつきましては、平成21年度当初予算におきまして、非常勤の学校用務員の雇上経費2,487万9,000円を計上しているところでございます。この財源として、東京都の緊急雇用創出事業区市町村補助金というの見込んでいたところでございますが、最終的に補助対象の非該当となったために、特定財源としての都の支出金2,216万8,000円を減額し、同額を一般財源として財源補正するという中身でございます。

続いて、第3目の教育指導費、これが964万7,000円でございます。右側のページを見ていただきますと、学校教育活動指導経費の中で、インターネット活用事業経費の中に位置づけるものでございまして、情報通信技術活用支援の業務委託費の計上でございます。これは、厳しい経済状況の中、雇用情勢も悪化しておりますことから、地域の実情や創意工夫で自治体が継続的な雇用機会をつくる取組を支援する、国の「ふるさと雇用再生特別補助事業」といったものを活用した事業となっているところでございます。

補正額は、先ほど申し上げた中身でございますけれども、この業務委託の中身の主なものを申し上げますと、学校ICTの推進に向けた技術的な支援を行ってもらうという中身でございます。授業でのICT活用に関するヘルプデスク、相談デスクの業務がその一つ。また、教員に対するICTの関係の研修会を開いていただくことなど。また、学校への巡回指導。こういったものがこの業務委託の主な内容となっているものでございます。この国の「ふるさと雇用再生特別補助事業」につきまして、補助対象期間は平成22年3月31日までというふうになっているものでございます。

次のページをごらんください。11ページでございます。第6項社会教育費、第3目社会教育施設建設費でございます。補正額が523万4,000円でございます。これは、図書館建設経費の中の中央図書館開設経費の中に含まれるものでございまして、図書整理・図書貸出機利用案内等業務員の雇上経費というものでございます。これは、国の「緊急雇用創出臨時特例補助事業」といったものを活用したものでございまして、失業者に対しまして一時的な雇用、就業機会を創出するため、区市町村が行う事業を対象とするといったものでございまして、雇用就業期間6カ月未満というのがその補助の対象の事業となるという中身になっております。

この図書館に関する経費の主な内容でございますけれども、臨時職員を雇い上げ、中央図書館が開設するに当たりまして、移転準備に係る資料整理、また新中央図書館の開設に係ります資料整理、こういったものを行わせるという中身の経費の計上でございます。

補正予算につきましては、以上の内容でございますので、ご審議のほど、よろしく願い申し上げます。

委員長 ただいまの説明についてご質問等ございませんか。

(「ありません」の声あり)

委員長 よろしいですか。

委員長としてですけれども、本区にとってICTの活用を進めていくことと図書館の開設は今の課題に対応したものであり、適切であると思います。

それでは、お諮りいたします。

議案第29号について、原案のとおり可決することに異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

委員長 異議なしと認め、議案第29号「平成21年度葛飾区一般会計補正予算(第1号・教育費)に関する意見聴取」は、原案のとおり可決いたします。

次に、議案第30号「地上デジタル放送対応テレビの買入れに関する意見聴取」を上程いたします。

学務課長。

学務課長 それでは、議案第30号「地上デジタル放送対応テレビの買入れに関する意見聴取」についての議案につきまして、説明させていただきます。

まず理由でございます。「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」第29条の規定に基づきまして、区長から意見を求められたので、本案を提出するものでございます。

それでは、説明のほうは、末尾につけております議案関連資料に沿ってご説明申し上げます。

まず、概要でございます。平成23年7月の地上デジタル放送への完全移行に向けまして、児童・生徒の学習意欲の向上を図る視聴覚教材として「地上デジタル放送対応テレビ」を平成20年から22年までの3カ年で整備するものでございまして、今回はその2年次目に当たるものでございます。

内容でございますが、小学校は記載の18校で、普通教室及び特別教室に42型のプラズマテレビを各1台、職員室に32型液晶テレビを各1台、小学校合計で347台。中学校につきましては、記載の9校で、特別教室につきまして42型のプラズマテレビを各1台、職員室に32型の液晶テレビ各1台で、中学校合計が50台でございます。全体で42型のプラズマテレビが369台、32型の液晶テレビが28台、合計397台、それぞれ買いかえるものでございます。

納期につきましては、平成21年9月30日といたしてございまして、一般競争入札によりまして、台東区浅草橋二丁目2番6号、株式会社永山が4,998万円で落札をいたしております。

説明につきましては、以上でございます。ご審議のほど、よろしくお願いたします。

委員長 ただいまの説明について、ご質問等がございましたらお願いします。

遠藤委員。

遠藤委員 実は、この地上デジタル放送対応テレビの買入れにつきまして、現在、国会で審議されております経済対策としての補正予算の中に、地上波デジタルテレビ導入の補助も入っているということではありますが、これについて対応していらっしゃいますか。

委員長 学務課長。

学務課長 まず、ご指摘の現在国会審議中の補正予算案でございますけれども、いわゆる学校ニューディールの一環としてICTを進めていくべきということで、補正予算の中身に入っているところでございます。ご指摘の地上デジタルテレビにつきましては、補助対象となりますのは50インチ以上ということになってございまして、今後整備するものに関しましてその対象になるというふうに理解しております。

委員長 よろしいですか。

遠藤委員 はい、結構です。

委員長 その他、ございませんか。

(「ちょっと補足をさせてください」の声あり)

委員長 学務課長。

学務課長 今ご指摘の補正の件につきましては、電子黒板でありますとか、地上デジタル放送でありますとか、あとは校内LANでありますとか、幾つかの、いわゆる学校ICTを進める基幹となるものに関して補助対象となっております。どれぐらいの配分かにもよるわけでございますけれども、現在、その詳細につきまして検討を進めているところでございますので、補足して説明させていただきます。

委員長 よろしいですか。

遠藤委員。

遠藤委員 これは国会の審議の中でも出てきましたが、これは手を挙げないと対象にならないということですので、もし該当するようなことがあれば、積極的に手を挙げて、この費用に充てていただきたいというふうに思っております。よろしく申し上げます。

委員長 学務課長。

学務課長 ぜひそうさせていただきます。

委員長 よろしく申し上げます。

ほかにございませんか。よろしいですか。

(「はい」の声あり)

委員長 それでは、お諮りいたします。

議案第30号について、原案のとおり可決することに異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

委員長 異議なしと認め、議案第30号「地上デジタル放送対応テレビの買入れに関する意見聴取」は、原案のとおり可決いたします。

委員長 次に、議案第31号「幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例に関する意見聴取」を上程いたします。

指導室長。

指導室長 それでは、議案第31号「幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例に関する意見聴取」について、提案理由、また説明をさせていただきたいと思います。

提案理由でございます。「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」第29条の規定に基づき、区長から意見を求められましたので、本案を提出いたします。

それでは、説明をさせていただきます。資料の最後の関連資料をごらんいただければというふうに思います。

幼稚園教育職員に平成21年6月に支給する期末・勤勉手当につきまして、平成21年5月11日に特別区人事委員会の特例措置の勧告が行われました。勧告に従い、幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部を改正する必要がありますので、本案を提出させていただきました。平成21年6月に支給する期末手当、勤勉手当につきましては、再任用職員以外の職員で管理職以外の職員の期末手当0.15月分、勤勉手当0.05月分を合わせて0.20月分を凍結、また、管理職員の期末手当0.1月分、勤勉手当0.1月分を合わせて0.2月分を凍結いたします。再任用職員では、管理職以外の職員の期末手当0.05月分、勤勉手当0.05月分の合わせて0.1月分を凍結、管理職員の期末手当0.05月分、勤勉手当0.05月分の合わせて0.1月分を凍結いたします。

なお、勤勉手当につきましては、幼稚園教育職員の給与に関する条例では支給割合の上限を定めるものでございまして、勤勉手当の支給割合につきましては、この後お諮りいたします「幼稚園教育職員の勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則」の中で説明させていただきます。

また、改定の実施時期でございますけれども、幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の公布の日から実施する予定でございます。

説明は以上です。ご審議よろしくお願いたします。

委員長 ただいまの説明について、ご質問等がございましたらお願いします。ございませんか。

(「ありません」の声あり)

委員長 それでは、お諮りいたします。

議案第31号について、原案のとおり可決することに異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

委員長 異議なしと認め、議案第31号「幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例に関する意見聴取」は、原案のとおり可決いたします。

次に、議案第32号「幼稚園教育職員の勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則に関する意見聴取」を上程いたします。

指導室長。

指導室長 議案第32号「幼稚園教育職員の勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則に関する意見聴取」につきまして、提案理由及び説明をさせていただきます。

提案理由でございます。

平成21年6月に支給する勤勉手当における支給月数の読みかえ規定を定める必要があるので、本案を提出いたします。

それでは、内容について説明をいたします。関連資料をごらんください。

31号でもお話ししましたが、幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部改正に伴い、幼稚園教育職員の勤勉手当に関する規則の一部を改正いたします。これは、勤勉手当の場合、幼稚園教育職員の給与に関する条例で、その支給割合の上限を定め、その範囲の中で支給割合を教育委員会規則で定めることになっているためでございます。

改正の内容といたしましては、お手元の資料のとおり、平成21年6月に支給する勤勉手当の支給割合を再任用職員を除く職員で管理職以外の職員は0.75月分から0.7月分へ0.05月分マイナス、管理職員は0.95月分から0.85月分へ0.1月分マイナス、再任用職員では、管理職以外の職員は0.375月から0.325月へ0.05月分マイナス、管理職員は0.45月分から0.40月分へ0.05月分マイナスとなっております。

なお、この規則改正は、本来、幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例が原案どおりに可決した後にお諮りするものでありますが、可決予定日の5月29日以降に再度教育委員会を開催することが日程上困難であるため、幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の原案可決及び同日付の条例の公布を条件として本日教育委員会へお諮りするものでございます。

説明は以上でございます。ご審議よろしくお願いたします。

委員長 ただいまの説明について、ご質問等ございませんか。

(「ありません」の声あり)

委員長 それでは、お諮りをいたします。

議案第32号について、原案のとおり可決することに異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

委員長 異議なしと認め、議案第32号「幼稚園教育職員の勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則に関する意見聴取」は、原案のとおり可決いたします。

次に、議案第33号「金町六丁目地区第一種市街地再開発事業に伴う葛飾区立中央図書館用土地及び建物の買入れに関する意見聴取」を上程いたします。

葛飾図書館長。

葛飾図書館長 それでは、「金町六丁目地区第一種市街地再開発事業に伴う葛飾区立中央図書館用土地及び建物の買入れに関する意見聴取」でございます。

提案の理由でございますが、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」第29条の規定に基づきまして、区長から意見を求められたので、提案をするものでございます。

恐れ入ります。1枚おめくりいただいて、議案第58号のほうをごらんいただきたいと存じます。「金町六丁目地区第一種市街地再開発事業に伴う葛飾区立中央図書館用土地及び建物の買入れについて」でございます。

提案理由ですが、土地及び建物を買い入れる必要があるので、本案を提出いたします。

「買入れの目的」、葛飾区立中央図書館用土地及び建物。「土地の所在地」は、葛飾区金町六丁目6000番。「土地の地目及び面積」、宅地、9,301.69平方メートル。「土地の持分」、9,301.69平方メートルのうち、1000000分の179691、約1,600平米程度でございます。「建物の所在」、葛飾区金町六丁目6000番。「建物の構造等及び面積」、建物の構造等でございますが、鉄筋コンクリート造一部鉄骨鉄筋コンクリート造、鉄骨造。裏面をごらんください。面積は5,077.85平方メートル、高層棟及び低層棟の3階部分、それに1階の返却ボックスを含んでございます。「買入金額」、総額でございますが、30億7,207万113円。「買入れの相手」、東京都葛飾区金町六丁目7番22号、金町六丁目地区市街地再開発組合理事長 藪崎英和でございます。

よろしくご審議お願いいたします。

委員長 ただいまの葛飾図書館長の説明について、ご質問等ございませんか。

(「質問というか感想を」の声あり)

委員長 面田委員。

面田委員 たしか去年は工事中でありましたが、視察をさせていただきました。フェンスに囲まれて、そしてコンクリートで、工事をしている人を見て、また、図書館の部分になるところなども見せていただいて、100メートルが走れる距離だなどということをお聞きしております。今朝、私は、金町の駅のわきを通ってきたのですけれども、本当にすばらしい建物が立っております。最初は、あの建物は金町にそぐわない部分があるのかなどという気持ちもあったのですけれども、今日の様子を見ますと、「ああ、ぴったりだ」というような思いです。下のほうはもう店が何軒か開いておりました。

私は、地元でございますので、地域の方々から話を聞く機会もたくさんあるのですけれども、この開発は地元住民の長年の願いであったということ、そしてまた、そこに図書館が来たということは、これ以上の喜びはないというようなこと。それから、保護者の方などに話を聞くと、「早く行ってみたい」とか、「中がどうなるのか見てみたい」とか、「どんな本が入るんだろう」、あるいは「子ども用のスペースもあると聞き、今まで葛飾になかったような図書館ができているようなことも聞いている」などいろいろな意見を聞いています。これは、区民が非常に期待をしているということで、私もうれしく思っているのですね。

要は、この先のことだと思っております。30億円という、学校が1校建つ分のお金をかけるわけですから、その後が図書館として十分に機能するかどうか、期待にこたえられるかどうか、そういうふうになっていくことをぜひお願いしたい、要望したいと思っております。あの図書館に行っ

ていろいろなことを学んだとか、あるいはこの図書館でのことがきっかけになって子どもたちが将来に向かって何か変わっていくようなこともあるのかと思ひながら、ぜひこの図書館が充実した機能を発揮して下さるようお願いしたいと思います。

委員長 葛飾図書館長。

葛飾図書館長 本日も午後は見学していただけるかと思いますが、この間は打ちっぱなしのコンクリートのところで見ていただいて、今日は多分、床は全部この机のような感じのタイルというのですか、フローリングで覆われていまして、図書館の雰囲気がよくわかるかと思ひます。お話のとおり、入れ物とかハード部分ではなくて、本来は図書館はソフト部分が一番重要だと思ひますので、我々もその辺についてはこれから十分に策を練りながら検討していいものにしていきたいと思ひております。よろしくお願ひいたします。

面田委員 よろしくお願ひします。

委員長 その他、ご質問等ございませんか。

遠藤委員。

遠藤委員 この買入れ金額の約30億円を起債を行わないで調達できたということは、区の財政基盤が大変しっかりしているという一つの証左ではないかなと思ひます。それにかわるものとしまして、教育施設整備積立基金から、保健所分を含めまして借入金として27億円計上しておりますけれども、この中央図書館と保健所の割合というのはどのようになっていますか。

委員長 庶務課長。

庶務課長 約23億円が基金からの借り入れという形になっています。

遠藤委員 図書館のほうは23億円、そして保健所が4億円ということですか。

庶務課長 はい、そういう形になります。

委員長 よろしいですか。

遠藤委員。

遠藤委員 これから学校の改築がありまして、恐らく、学校の改築もこの基金のほうから借り入れという形で出ていくのではないかなと思ひます。この基金の残高はどのくらいですか。

委員長 庶務課長。

庶務課長 まず、義務教育の積立基金でございますけれども、これは、ご案内のとおり、東京都と区にあります都区財政調整制度といったもので改築の経費が措置されているということがあります。また、23区中、改築がこれからピークを迎えるというようなこともありまして、都区協議の中で、ここ数年かなりの金額が改築ということでの算定をされた。そういうことがあって、義務教育のそういった積立基金には積極的にきちっと基金を積んできたところでございますけれども、現在、約300億円ほどが基金として残額としてあるということでございます。

そして、基金からの借り入れでございますけれども、通常、公共施設を建設する場合には、

地方債、起債を発行いたしまして財源にするといった方法が財源対策の一つとして考えられているところでございます。当区の場合につきましては、教育施設整備積立基金がかなりの金額になっているというようなこともあること、また、一つ、事務手続的な問題といたしましても、起債を発行するという形になりますと、やはり事務的に非常に煩雑な手続を経てやっていかななくてはならないといったこともございまして、葛飾区では、地方債を発行するかわりに、起債を発行するのと同率の利率にはなりますけれども、基金から起債にかわってお金を借りるという手法を、条例をきちっと改正した上でやっているものでございますが、そういった手法をとっているということでございます。今般、新中央図書館についても、やり方として、そういうものがなければ地方債を発行するといったことも財源対策の一つです。一般財源として全部が賄えれば、手法としては一般財源ということも考えられますけれども、やはり公共施設は将来世代にわたって利用されるということもありますので、地方債を発行するという、そのものについては財源対策の有効な手段というふうになります。そういった地方債を発行するといった手段のかわりに義務教育の積立基金のほうから借り受けをしたという形でございます、返済については、もちろん地方債と同じ形で返済していくという仕組みになっているところでございます。

委員長 よろしいですか。

(「わかりました」の声あり)

委員長 ほかにございませんか。

(「なし」の声あり)

委員長 それでは、お諮りいたします。

議案第33号について、原案のとおり可決することに異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

委員長 異議なしと認め、議案第33号「金町六丁目地区第一種市街地再開発事業に伴う葛飾区立中央図書館用土地及び建物の買入れに関する意見聴取」は、原案のとおり可決いたします。

これで、議案の審議を終了いたします。

続きまして、報告事項等に入ります。

報告事項等 1「平成21年度葛飾区立学校児童、生徒、園児数について」、ご報告をお願いします。

学務課長。

学務課長 それでは、「平成21年度葛飾区立学校児童、生徒、園児数」につきまして、ご報告をいたします。お手元の資料をごらんください。

平成21年5月1日現在でございますが、まず、小学校でございます。学級数が698学級で、前年比7学級の減、児童数は2万829人で、前年比183人の減でございます。中学校でございます

が、学級数が280学級、前年比9学級の増、生徒数は8,886人で、前年比177人の増となっております。

表の右側へ移っていただければと思います。まず、の小学校の通常学級でございますが、学級数は662学級で前年比11学級の減、児童数は2万685人で前年比202人の減となっております。また、特別支援教室は36学級で前年比4学級の増、通級児童数は119人で前年比13人の増、知的学級の児童数は144人で前年比19人の増となっております。

次に、その下、の中学校の通常学級でございますが、学級数は257学級で前年比6学級の増、児童数は8,752人で前年比162人の増でございます。また、特別支援教室は18学級で前年比3学級の増、通級児童数は32人で前年比10人の増、知的学級児童数は79人で4人の増となっております。

次に、の特別支援学校でございますが、児童数は23人でございまして、前年比11人の減となっております。

次に、の幼稚園でございます。飯塚幼稚園の園児数は50人で前年比10人の増、北住吉幼稚園は83人で前年比4人の減、水元幼稚園は57人で変わらず、合計190人で前年比6人の増となっております。

次のページ以下3ページにわたりまして、小学校、中学校の内訳をつけてございます。このうち小学校でございますが、3校、具体的には川端小学校、松上小学校、細田小学校のそれぞれ2年生におきまして学級維持制度が適用されているところでございます。

(「番号を言ってくれる？」の声あり)

学務課長 はい。番号を申し上げますと、小学校の2枚目になります。33番、川端小2年生、37番、松上小2年生、52番、細田小2年生が、本来であれば1クラス減るところを、そのまま従前の年と同じクラス数になっているということでございます。

なお、参考までに、小学校の大規模校を申し上げます。大きい順に申し上げますと、幸田小、水元小、上千葉小となっております。逆に、小規模校でございますけれども、小さい順に申し上げますと、西小菅小、木根川小、中之台小となっております。また、中学校でございますが、大きい順に申し上げますと、亀有中、常盤中、水元中となっております。小規模校でございますが、小さい順に言いますと、中川中、一之台中、四ツ木中となっております。

説明につきましては、以上でございます。よろしく願いいたします。

委員長 ただいまの説明について、質問等がございましたらお願いします。

面田委員。

面田委員 今報告を受けまして、小学校の児童数が減った分が中学校のほうへ行っているのかなというような思いで伺いました。

それから、特別支援教室の児童がふえているというふうに聞きました。現場の中でそういう

声も聞いているので、それが数字にあらわれているというふうに思います。そうしたお子さんに適切な指導ができるということは、私はとても素晴らしいことだと思っておりますので、自身の充実を含め、将来、教室数がふえることも視野に入れて、また考えていただければなど、そのように思いました。

以上です。

委員長 ほかにございませんか。

(「なし」の声あり)

委員長 それでは、私のほうからですけれども、去年も申しましたけれども、「未来を見据えた学校づくり」の検討結果が出ています。この児童・生徒数の動きについて、その報告書に基づいて引き続き検討していただきたいと思います。

ほかにございませんか。

(「ありません」の声あり)

委員長 それでは、次に、報告事項等2「平成20年度葛飾区立小・中学校卒業生の進路状況について」をご報告願います。

指導室長。

指導室長 それでは、報告事項2「平成20年度葛飾区立小・中学校卒業生の進路状況について」、ご報告いたします。資料をごらんいただければと思います。

まず、1枚目の資料でございます。小学校の卒業生の進路状況でございます。左側から順に数字をご紹介させていただきます。

卒業生の総数が3,596人、これは昨年に比べまして217名の増でございます。進学は100%、3,596名でございます。進学の地域別の内訳でございます。都内への進学3,533名、都外58名、その他、これは海外でございますけれども、5名となっております。

都内の進学者についての内訳でございます。公立の進学者3,025名、国立10名、私立498名となっております。

公立進学者の内訳でございます。区内中学校へは2,916名、これは比率でいきますと81%、昨年と比べまして2.2ポイント上昇してございます。葛飾区外の中学校へ64名、都立中学校40名、特別支援学校5名となっております。

区内の中学校への内訳でございます。校区内が2,526名、校区外が390人でございます。

数字が少し細かいのですが、2枚目の資料をごらんいただければと思います。これにつきましては、校区外の進学者について縦にご説明させていただきます。校区外の進学者につきましては、平成15年は313名、16年度は341名、17年度は344名と増加傾向にございましたけれども、平成18年度には323名と初めて減少いたしました。しかし、平成19年度は再び338名と増加し、昨年度は390名と引き続き増加してございます。

改めて、校区についてご説明いたします。校区とは、住所によって一つの学校が指定され、その学校以外は校区外の進学という形になります。校区とは、ある小学校から二つの中学校へ進学する児童がいる場合は、本来、住所からするとA中学校という一つの中学校に進学するはずの児童がB中学校へ進学する場合でも、校区内の学校というカウントにございます。

続いて、都立の中学校をご説明いたします。都立中学校とは、中・高一貫教育校になります。白鷗、両国、小石川、桜修館の4校になります。本区からのそれぞれの進学者でございますが、白鷗の附属中学には20名、両国の附属中学には13名、小石川中等教育学校には7名、桜修館は0名でございました。合わせて40名となっております。

右の再掲の中等教育学校でございますが、これは区立の中等教育学校が九段中等教育学校、都立が桜修館と小石川、国立が東京大学教育学部附属中等教育学校になります。数字ですけれども、九段中等教育学校には3名、都立には小石川に7名、国立には4名でございます。なお、私立中学校への進学者につきましては、平成11年から卒業生全体の12～13%で推移してございましたけれども、19年度は15.1%と増加し、昨年度は13.8%と減少傾向にございます。

小学校は以上でございます。

続けて、中学校の進路状況でございます。資料3枚目をごらんください。これも左側から数をご報告いたします。

卒業生の総数は2,867名、進学2,774名、96.7%、これは昨年と全く同じパーセントになってございます。就職は29名、職業教育関連機関については30名、無業者が34名となっております。

進学者の内訳でございますが、国公立には1,911名、66.6%、前年比1.6%の減少でございます。私立への進学が863名、これは前年に比べましてパーセントで言いますと1.7ポイントの上昇となっております。さらに細かい内訳になりますが、4枚目、縦長の資料をごらんいただければと思います。全体の傾向だけご報告いたします。

右側のほうになってございますが、数値的にはここ3年間、全体を見ますとそれぞれがほぼ横ばいの傾向にございます。進学者の割合ですけれども、国公立が約7割、私立が約3割というところでは横ばいというふうに言えるのではないのでしょうか。また、就職者につきましては、全卒業生の1%のところでは横ばいの傾向で推移してございます。

ご報告は以上でございます。よろしくお願いいたします。

委員長 ただいまの説明について、質問等がございましたらお願いします。

面田委員。

面田委員 ちょっとお聞きしたいことがあります。

こういうふうきちんと進路状況を数値であらわしているということは、子どもたちの様子を知る上でとてもいい資料になっております。また、何年も前からあって、葛飾区の傾向というか、そういうのもよくわかってとても参考になりました。

それで、お伺いしたいのは、中学校の卒業の中に「無業者」というのがありまして、私としてはとても心が痛いような気がしながらこの言葉を聞いたのです。そういうお子さんが毎年いるのだなという思いです。いろいろ理由はあるかとは思っただけけれども、例えばどういう理由でしょうか。「その他」というのが私としては意味がよくわからないのです。この子たちがどういふふうになるのかという気持ちで、わかる範囲でいいのですけれども、教えていただければと思いました。

委員長 指導室長。

指導室長 4枚目の資料の右下のところ、例えば平成20年度の無業者34名、1.2%の内訳でございますけれども、その下のところに数字が分かれてございますように、そのうち、進学を希望しているけれども夢がかなわなかったためにという、一般的に言えば浪人という形になると思いますが、これが8名。それから、就職希望しているけれども、社会状況の中からそれがかなわずにというところが5名。それから、家事・家業の手伝いというところでは、これは女子生徒が多いのですけれども、こういう形で9という数字になってございます。その他につきましては、身体的な理由というお話ですとか、フリースクールですとか、完全にひきこもりの状況にあるというようなところでは、その他少しございますけれども、この場ではこの程度のご紹介にさせていただければと思います。

以上です。

面田委員 わかりました。

委員長 よろしいですか。

面田委員 はい。

委員長 そのほかご質問等ございませんか。

(「はい」の声あり)

委員長 それでは、次に、報告事項等3「郷土と天文の博物館の『日食』に関する事業について」をご報告願います。

生涯学習課長。

生涯学習課長 「郷土と天文の博物館の『日食』に関する事業について」、ご説明いたします。それでは、資料をごらんください。

7月22日に鹿児島県のトカラ列島や屋久島、種子島南部、奄美大島などで46年ぶりに皆既日食が見られます。次は26年間起こらないという非常に珍しい自然現象でございます。葛飾区においても70%以上欠けるといふ部分日食が見られます。こうしたことから、郷土と天文の博物館でも一般の方から問い合わせが非常にふえています。そこで、市民の日食への関心の高まりにこたえ、天文への理解を深めるため、郷土と天文の博物館で日食に関する事業を実施いたします。

まず、プラネタリウムの特別番組ですが、タイトルは「太陽が欠ける日～7月22日・日食が起きる～」このプラネタリウムの特別番組の投映期間ですが、6月6日土曜日から7月20日月曜日までの間の土・日・祝日に投映いたします。投映時刻は、土曜日が17時半から、日曜日・祝日は16時からとなっております。投影概要は、日食の原理や日食の種類、地球に月の影が落ちる様子、東京で見られる部分日食の様子、トカラ列島などで見られる皆既日食の様子、上海で見られる皆既日食の様子。特に上海で見られる皆既日食の様子につきましては、トカラ列島ですと島のところなので、風景が通常海の上で皆既日食が見られるシーンになるのですが、上海ですと、大都市で真っ暗になる様子を博物館に映すことができますので、大都市ということで上海を選んで皆既日食の様子を投影いたします。

特色といたしましては、デジタルプラネタリウムによる宇宙空間シミュレーション機能、本館で制作したオリジナルの画像・映像、国立天文台から提供を受けた皆既日食の映像などを使って独自に番組制作をいたしております。

あと、星の講演会も実施いたします。「日食と太陽研究の最前線～これで日食がもっと楽しくなる～」というテーマで、6月20日土曜日の19時から20時30分まで、国立天文台・太陽観測所所長の末松芳法氏を招いて講演会を実施いたします。

そのほかに、日食の時刻や日食の観測では太陽からの強烈な光から目を守る必要があり、知識がないと危険であることから、安全な観測方法などの詳細をまとめたチラシをつくり、郷土と天文の博物館などで配布いたします。

説明につきましては、以上でございます。

委員長 質問等がございましたら、お願いします。

(「一ついいですか」の声あり)

面田委員。

面田委員 先ほどの説明を聞いて、郷土と天文の博物館は、今、葛飾ならではの施設だし、内容も葛飾ならではの工夫をしておられるなということがよくわかりました。特にこのオリジナル番組というのは大変だったのではないのでしょうか。それだけに期待もあるところです。区民の方々がニーズを持っているということ素早くキャッチして、そのニーズにこたえる。そのニーズのこたえ方としてどういうふうにすることが一番いいのかなということを考えておられるということがよくわかりました。確か、去年できた生涯学習振興ビジョンの中にも、重点施策として、郷土と天文の博物館の事業については力を入れるというようなことを聞いておりましたので、改めて、それに沿った形で進んでいるなというふうに思いました。

PRも今後されていくと思いますが、その時期を過ぎてしまうと、PRはもう意味ないわけです。もうちょっと日にちがありますから、ぜひいろいろな形でPRを深めていただいて、ニーズを持っていない人にもそういう情報がいくといいなと思いました。ありがとうございます。

楽しみです。

委員長 生涯学習課長。

生涯学習課長 今後、区のホームページ、区のホームページから博物館の専用ホームページを持っているのですけれども、ホームページや、区の広報などでも積極的にPRしてまいりますし、また、今後の博物館事業についても、区民のニーズを適切にとらえ、実施してまいりたいと思いますので、よろしく願いいたします。

面田委員 よろしく願いします。

委員長 そのほかにございませんか。

(「はい」の声あり)

委員長 それでは、よろしく願いいたします。

それでは、次に、報告事項4「葛飾区フィットネスパーク基本計画検討委員会の設置について」をご報告願います。

生涯スポーツ課長。

生涯スポーツ課長 「葛飾区フィットネスパーク基本計画検討委員会の設置について」ご報告申し上げます。

区では、都立水元高校の跡地を活用し、老朽化しております水元体育館温水プールの建てかえとあわせ、水元中央公園に運動施設を盛り込むなど、一体となった運動公園・フィットネスパーク整備構想を定めてございます。今年度平成21年度は、計画を検討する年となっております。そのための検討委員会を設置するものでございます。

2「検討委員会の概要」の中で、(3)「構成」でございます。メンバーでございますが、学識経験者、体育協会の代表者、体育指導委員協議会の代表、自治町会連合会の代表、青少年育成地区委員会の代表、施設利用者・地域スポーツクラブの設立推進委員会の代表、公募の区民、加えまして区職員等で、現在16人で構成を想定しているものでございます。

開催につきましては、今年度中に全5回予定してございます。現在のところ、6月に第1回を立ち上げ、9月、10月、12月、1月の5回開催をしたいと予定しております。

この委員会の設置と計画を策定するに当たりましては、コンサルタントの活用をしてございます。コンサルタントにつきましては、選定委員会を設置いたしまして、プロポーザル方式(企画競争)により業務支援事業者として選定してございます。受託の事業者はパシフィックコンサルタンツ株式会社でございます。

この事業を検討・計画する中で、その他といたしまして、区民の意見を反映して作成できるよう、グループヒアリングやオープンハウス、また素案がまとまり次第パブリックコメントを実施します。パブリックコメントにつきましては12月を予定してございます。

別紙のほうに委員会の設置要綱を添付してございます。恐れ入りますが、第3条(6)「施設

利用者」の次に「公募区民 2人以内」というのが抜けてございますので、追記のほうをお願いいたしたいと思います。

裏面になります。第7条でございますけれども、委員会の円滑な運営のために、この委員のもとに調査及び検討する庁内連絡会を設置してございます。庁内連絡会のメンバーにつきましては、下段に表示してございますとおり、区の政策経営部の企画課長を初め、私、スポーツ課長までの担当するセクションの課長と担当係長を含めて設置するものでございます。

説明につきましては以上です。

委員長 ただいまの説明について、質問等がございましたらお願いします。

(「一つ伺ってよろしいですか」の声あり)

委員長 面田委員。

面田委員 パシフィックコンサルタンツ株式会社というのは、ほかの地域で何かこういった実績がある会社なのですか。

委員長 生涯スポーツ課長。

生涯スポーツ課長 はい。基本的には区内では実績がございませんけれども、都内の公園、あるいは体育施設などの基本構想を立てるということと、それから、規模につきましても似たようなものを設計している会社でございます。

面田委員 安心しました。

委員長 ほかに。

(「もう一つ」の声あり)

委員長 面田委員。

面田委員 その他のところのグループヒアリングは大体わかるのですが、オープンハウスというのはどういうことですか。

委員長 生涯スポーツ課長。

生涯スポーツ課長 片仮名表現をできるだけ減らしたいということで今調整もしているところでございますが、通常、この企画を設定する中ではこのような表現で現在言われているものだということに入れさせていただいております。内容といたしましては、期間限定で行う常設展示の意見聴取場所ですので、その地元の地域にパネルなどの設置をして、一定の期間そのPRを行い、どういったものかを見てもらいながら、ご意見などを聞ける場所ということになるかと思えます。

面田委員 わかりました。

委員長 イメージはわかりましたか。

面田委員 はい、わかりました。

委員長 面田委員。

面田委員 今のを聞いて、よくマンションなどを売るときにどこかにあるようなものをイメージして、実際に中がどんなふうに見えるかとかを実物で見たり、展示物で見たりして、それに対して意見を出すことができるという、そういう意味ですね。ああ、いいですね。

委員長 生涯スポーツ課長。

生涯スポーツ課長 オープンハウスを2回予定してございまして、最初の段階では、現在の状況などを取りまとめて意見を伺うというものを想定してございます。パブリックコメントを予定している素案がまとまる段階になりますと、素案ということになりますので、平面の図面であるとか、あるいは想定される状況などのイラストといったものを展示することによって、より一層イメージを膨らませていただくことができるかなというふうに想定しております。

面田委員 ありがとうございます。

委員長 面田委員。

面田委員 それは大変よくわかりました。いいことだなと思いました。

このフィットネスパーク基本計画を聞きまして、たしか生涯スポーツ振興計画の中に「いつでも、どこでも、だれでも、いつまでも」ということで、そして、「ひと」「うつわ」「システム」というキーワードがあったように思いました。今回、この計画の中では、その「うつわ」というふうに私は理解しております。それでよろしいのですよね。

委員長 生涯スポーツ課長。

生涯スポーツ課長 基本計画を立てるに当たりましては、確かにハード面の整備でございますので、「うつわ」という位置づけで認識いただければと思いますけれども、この「うつわ」をつくるに当たりましては、当然、その後の利用をするということにつながってまいります。また、その利用方法としては、「ひと」を育てる部分にもつながりますし、また、この利用の中にもその全体の使い方の「システム」という部分でも今後つなげていきたいというふうには考えているものです。

委員長 面田委員。

面田委員 今のを聞いて、ソフト面も考えながらということで、よくわかりました。よかったと思います。

一つ要望というか、スポーツとなると、やるほうというか、活動するほうのスポーツももちろんあるのだけれども、私のように年齢がいつてしまうと、今度は、見るほうというか、応援するとか、そういう楽しみもあると思うのですね。だから、もし「うつわ」の中にそういう見る人を対象にできることが入るといいのかなという思いで今発言をしているのですが。

委員長 生涯スポーツ課長。

生涯スポーツ課長 先ほどご指摘いただきましたスポーツ振興計画の中におきましても、この「うつわ」づくりのところ、まさに今ご指摘のとおり、見る部分での分野の整備というも

のもうたってございます。現在のところ、整備を進める中において、総体的な面積と建物の法的な事情もございますので、すべてが可能というわけではございませんが、まさに今ご指摘のとおり、観客席という部分、あるいは区全体でそこからも見る方がおいでになるという部分での整備、交通面の部分であるとか駐車場の面といったものも含めた上で計画の中に入れていくことで、現在基本のところはそのように進めたいというふうに思っております。

面田委員 よろしく申し上げます。

委員長 ほかにございませんか。

(「なし」の声あり)

委員長 それでは、この委員会の設置について、よりよいものが進みますようよろしくお願いいたします。

庶務課長。

庶務課長 報告事項の四つ目が終わりましたが、ここで新型インフルエンザの対応につきまして、5月12日、前回の教育委員会でご報告した以降の主なものについて、口頭ではございますが、ご報告をさせていただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

委員長 よろしく申し上げます。

庶務課長 それでは、新型インフルエンザに対する対応の主なものについて、四つの項目についてご説明をしたいと思っております。

まず一つが、小学校の関係で、インフルエンザの検体をPCR、つまり遺伝子検査のほうに回した事例のことについて、二つ目といたしましては、学級閉鎖をした例について、3番目については、5月20日に八王子の高校生が感染したということで、都内発生したときの対応について、そして4番目に、修学旅行についての現時点での考え方、この四つの項目について順次ご説明を申し上げたいと思っております。

まず、1番目の小学校関係の検体をPCR検査のほうに回した事例についてご報告いたします。

一つは、細田小学校の例でございます。5月17日日曜日でございますが、午前11時30分過ぎに保健所の地域保健課長から、私、庶務課長あてに、立石の休日応急診療所にかかったお子さんについてインフルエンザA型の陽性を示したと。迅速診断キットという簡易キットで検査をするのですが、そこで検査をしたところA型の陽性を示したということから、PCR検査の実施について保健所で協議をしたと。また、情報収集いたしましたら、前日16日の休日応急についても8歳の女の子に同様の症状があったと。それが2人とも細田小学校の在校生だというようなこともありまして、保健所としては検体をとりまして、検査ができる東京都の健康安全研究センターに送致するということを決定したというような連絡が入ったところでございます。

これを受けまして、私どもといたしましては、教育委員会の関係、管理職等にこの情報を提供するとともに、細田小学校の校長と連絡をとりまして、登校してお子さんの状況等、また学校全体での欠席の状況等をきちっと把握し、資料を作成するようにといった内容のこと等の指示をしたところでございます。

また、この検体を送ったことについては、その後、3例目、そして4例目、実は合計4件のお子さん、これがすべて細田小学校だったのですが、4例出たということでございます。最終的な結果は後ほど申し上げますが、なぜここで検体を送るという形になったかといいますと、これまでは海外渡航の経験があった方とか、そういった方については検体を送りましょうということで、東京都の新型インフルエンザのアラート定義というのが示されていたのですが、蔓延をしていったというようないろいろな経過の中で、ちょうど5月23日の時点では、同一事業所、家族、保育所、幼稚園、小学校、中学校、高校等、集団活動を営むところから短期的に3名以上のインフルエンザ様の症状の方が出て、迅速診断キットでA型というのが判明したことが望ましいということですが、こういったことが保健所へ連絡があった場合はきちっと遺伝子検査するようにというような指示が保健所のほうに入っていたということもありましたので、こういった動きになったという形でございます。先ほど小学校校長には出校を指示したということですが、教育委員会といたしましても、次長、担当部長、室長、学務課長、庶務課長、こういった職員で区役所の教育委員会のほうに出勤いたしまして、その検体検査の結果が出るのを待つというような待機体制を17日に組んだところでございます。

この4例のうち1例については検体をとることを拒否なさっていたということもございましたが、最終的には18日0時45分、五月雨式に検体を送っていたので、最後に送ったお子さんについても、すべてのお子さんについてですが、A香港型H3N2といった形であるということが判明されたということでございます。1名の方は検体拒否ということがありましたけれども、新型インフルエンザではないという判断ができたという報告を受け、私どもといたしましても、その辺のことを踏まえた上で、教育委員会の関係のところには連絡をし、待機体制といいますが、そういうものを解いたところでございます。それがまずPCR検査に回した一つの事例でございました。

続いては、柴又小学校でもございました。5月21日、学校医さんのところに行ったというお子さんが3人おりまして、その子が簡易の迅速診断キットでA型陽性ということもあったので、PCRに回したということでございます。この方につきましても、先ほどの細田小学校と同様のA香港型H3N2の同型と判明したということございましたので、私どもとしても安心したところでございます。

以上がPCR検査に回した事例のご説明でございました。

続いて、学級閉鎖でございます。細田小学校につきましても、やはり全校的にA香港型のイ

ンフルエンザがはやっているという状況がございまして、細田小学校のほうで学校医と相談の上、4年生の1クラス、6年生の1クラスにつきまして5月20日から22日まで学級閉鎖をしたというのが一つの事例でございます。

それから、柴又小学校でもやはりA香港型がはまっているということもありました。昨日25日でございますけれども、柴又小学校の5年生の1クラスでかなり多くのお子さんがお休みをしているということも受けまして、校医さんをご相談をして、26日、27日の2日間、学級閉鎖をするという決定をしたということでございます。これが学級閉鎖についての対応の状況でございます。

続きまして、5月20日にご案内のとおり、八王子在住の高校生が感染をしたという報告がございまして、これについての対応を申し上げたいと思います。もちろん、東京都からの発表があつてすぐ、私どもにも保健所、あるいは危機管理担当のほうから連絡があつたと。きちっとした情報連絡の状況について行っているという前提でございますけれども、この八王子市での発生を受けまして、5月21日の午前8時に、健康危機管理の対策本部会、これは区長をトップとするものでございますけれども、開催したところでございます。

この席上、区の方針というのが確認されたところでございますが、その5月21日の本部会での区の方針は、八王子市での発生について区民への健康上の影響が大きく懸念される事態ではないため、区としては特別な対応は現時点ではとらないという方針の確認をしております。引き続き情報収集に当たり、必要に応じて本部会を開催し、対応策を検討するとともに、葛飾区の保健所は区民からの相談への対応など、これまでの対応を継続するということ。それから、区民へは引き続き、手洗い・うがい等の予防策の継続、それから正確な情報に基づく冷静な対応をされるよう呼びかける、こういったことが方針として確認されました。

私ども教育委員会といたしましても、この本部会での方針の確認を受けまして、同日5月21日付、教育委員会の教育次長名で各学校長、幼稚園の園長あてに、新型インフルエンザに関する対応についてということで、本部会で確認をされました現時点での方向性について迅速な通知をしたところでございます。それが5月20日に八王子で発生いたしました都内初の感染者への対応でございました。

その後、5月21日目黒区、また5月23日三鷹市等でやはり都内として発生をしているところでございますけれども、これにつきましても、東京都の教育委員会等からも随時情報が入っておりまして、区としても20日に八王子で患者が見つかったあとの21日の本部会の決定については、引き続きこの方針でいくという状況にあるところでございます。

以上が都内での発生についての対応の状況のご説明でございました。

続いて、修学旅行についてでございます。新聞報道等でも皆様ごらんになっているかと思えます。さまざまな自治体で修学旅行についての対応が記事になっているところでございます。

葛飾区教育委員会といたしましても、中学校の修学旅行についてどのようにするかということについて、実は5月22日に関係の中学校校長に教育委員会へ集まっていたき、教育委員会と一緒に今後どういうふうにしていくのかということについて一つ確認をした現時点でのことを申し上げたいと思います。

まず、当面の対応方針の基本的なところでございますけれども、修学旅行は教科指導の一環であるといったことも踏まえ、生徒らができるだけのことができるよう、各学校及び教育委員会が検討を進める、これが一つの基本的な考え方でございます。それから、今、多少都内発生等も出ておらず、また関西方面でも学校の臨時休業等を解除する等の動きがあるところでございますけれども、今後どのような状況になるか、まだ確実な予測というのができないことから、中止を判断するとしたらどういうふうにするのかということを実時点を確認しております。

まず、出発1週間前、5月29日が最初に出るところの1週間前になるのですが、午後2時に、状況を確認するため関係中学校長と教育委員会で協議をするということが一つでございます。そして、出発の3日前に最終的な判断をしていこうということが確認をされました。先ほど申し上げましたが、なお、状況に著しい変化があった場合には、当日中止ということもあり得ますよと、こういったことも確認をしたところでございます。

今後、国のほうからも5月22日付で基本的な対処方針について一部見直しがされたところで、国内の修学旅行等についても、臨時休業等の措置を講じている学校を除き、自粛を求める状況ではないと認識している等の通知が入ってきているところでございますけれども、私どもといたしましては、先ほど申し上げたような確認事項に沿って最終的な判断をしてみたいというのが現時点での取り扱いでございます。実施する場合には、さまざまな準備等も必要でございますから、そのことについても、現在学校長、あるいは関係する保健所等ときちっと協議をしているという状況でございます。

今ご説明したのが4項目の主なものでございますけれども、それ以外にも、日々、保健所から学校の児童等に関する情報は小まめに入ってきている状況でございます。私どもといたしましても、きちっとした情報連絡網を確立しておりますので、保健所、あるいは危機管理等と、学校長、また教育委員の皆様にも随時適切な情報をして、適切な判断、適切な対応をしてみたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

以上でございます。

委員長 報告ありがとうございました。

ご質問等ございますか。

(「ないようでしたら」の声あり)

委員長 面田委員。

面田委員 庶務課長さんをはじめ、関係の方々は本当に大変だっただろうと思います。本

当にご苦労さまでした。保健所や都教委から夜も昼も連絡が来たのではないのでしょうか。ご苦労さまでございました。私も、家におりまして新聞等を見て気にはなるところなのですが、庶務課長さんから、そのたびに電話をいただいて、そしていろいろ情報を正しく伝えてくださっておりましたので、私としては非常に冷静に様子を見ることができました。特に区では、先ほどの、ある学校で風邪の状況が出ていて、そして検体を回したなどということなども聞いておりまして、非常に緊張はしたのですけれども、今となってみると、そういうことをきちっとしたことがよかったなというふうに思いました。

この前の電話の中にもありましたが、今、修学旅行について非常に気にしておられるということで、それにあわせての関係の校長先生方との協議、これから修学旅行が実際に実施されるわけですから、できるだけ行くことができるようにということを考えながら、しかし、状況の変化を正しくつかんでということに私も大賛成でございます。子どもたちの教育活動がこれで中止されたり、これでだめになったりすることのほうがマイナスが大きいわけで、不安はたくさんあるけれども、ぜひ、今言っているような状況の変化を正確につかんで対応策を考えていくという方向性を、私も大変いい方向だと思っておりますので、大変だけれども、また続けてよろしく願いいたします。ご苦労さまです。ありがとうございます。

委員長 ほかにございませんか。

遠藤委員。

遠藤委員 実は、その他で大変恐縮なのですが、前回の委員会でご報告がありました中青戸小学校の改築の件につきまして、ちょっと教えていただければと思います。

(「インフルエンザのこと」の声あり)

遠藤委員 あっ、そうですか。

委員長 インフルエンザに関して、その他ございませんか。

秋本委員 庶務課長のお話はよくわかりました。大変だったのだらうなと私も大変恐縮しているところですが、このインフルエンザに対しては、教育委員会といたしましても、危機管理として検討していかななくてはいけないというふうに考えていってよろしいのでしょうか。また、何かそういう場面、場面では臨時会議もやらなくてはいけないというふうに考えていかななくてはいけないのでしょうか。

今、保護者からとても話題となっているのが、私も中学生の子どもの親としては、中学3年生の修学旅行24校に対して、一生の思い出となりますので本当は行かせてあげたいという思いなのです。こういう危機対策としては中止せざるを得ない部分が出てくることはあり得るのかもしれないのですけれども、何とか皆さんで検討していただいて、いい方向に行っていいただければなと思います。

委員長 庶務課長。

庶務課長 今、秋本委員からの修学旅行についてのご意見をいただいたところでございます。先ほどご説明いたしましたように、状況を的確に把握し、的確に判断をし、これは校長等ともきちっと。教育委員の皆様からもさまざまなご意見をいただく場面も出てくるかと思えますけれども、きちっとした正しい情報に基づき正しい判断をして、修学旅行についてはきちっと対応してまいりたいと考えております。

秋本委員 お願いいたします。

委員長 佐藤委員。

佐藤委員 では、私のほうから。

私の個人的な意見としては、3年間の思い出としてなるべく行かせてあげたいというふうに思っております。また、延期という手もありますけれども、恐らく学校の日程もあるから延期イコール中止という形になってしまうと思うのです。状況の判断にもよるのでしょうかけれども、行くとしたら万全の対策をして。マスクなども、私の業界ですと、今、マスクの業者は在庫がなくて入荷もいつになるかわからないという状態なのですが、幸いにして、葛飾保健所で大分入るとのことなので、たくさん持たせて万全の対策をとって出してほしいなど、このように思っております。

以上です。

委員長 庶務課長。

庶務課長 中止、あるいは実施という両方の判断があると思えますけれども、実施ということになれば、教育委員会といたしましても、今、佐藤委員からお話があったマスク等のことも含めて、きちっとした体制を整えていきたいと思っております。それにつきましては、保健所と十分に協議をしてまいりたいと考えております。

委員長 よろしいですか。

(「はい」の声あり)

委員長 幸い、本区は6月に関西方面を予定していたわけですがけれども、万全を期して検討していくということによろしいですか。

(「はい」の声あり)

委員長 その他報告事項はこれで終わりにしてよろしいですか。

(「はい」の声あり)

委員長 終了いたします。

ここで教育委員の皆さんより発言がありましたら、よろしくをお願いします。

遠藤委員。

遠藤委員 先ほどは大変失礼いたしました。

前回の委員会でご報告をいただきました中青戸小学校の改築の件につきまして教えていただ

ければと思います。

1点だけですが、その財政計画でございます。恐らくこの財政計画は、これから基本計画などをつくる中で出てくる話だとは思いますが、今、この財政計画について教えていただきたいのはなぜかと申しますと、実は先ほども申し上げましたが、今、国会で経済対策としまして補正予算が審議されております。その補正予算の審議が大詰めになってきましたので、その中にグリーンニューディールとか、スクールニューディールとかという、いわば学校を改築するときとか、あるいはそういう場合に活用できるものが随分ありまして、しかも、そのものは大変広範囲にわたっているものですから、今教えていただきたいというふうに思っているわけです。わかる範囲で結構でありますので、教えていただければと思います。

委員長 教育計画推進担当課長。

教育計画推進担当課長 まず、中青戸小学校の改築の財源というお話でございましたけれども、学校1校当たりの建設費は大体30億円から40億円かかるということです。それは学校の規模によって異なっているものでございますけれども、今後、中青戸小だけではなくて、一斉に改築時期を迎えるわけでございますので、円滑な実施に向けましてこういった財源を確実に確保するよう努めてまいらなければいけないと思っております。

国におきましては、国庫支出金ということで、一つは、公立学校施設整備費国庫負担事業というのがございます。それから、安心安全な学校づくり交付金というのが現在制度としてございます。私どもも、区の負担をできるだけ軽減するため、こういった制度の活用を図ってまいりたいと思っております。そのかわり、財源としましては、さっき図書館のほうでちょっとお話がございましたけれども、教育施設整備積立基金ですとか、本格的に改築が始まりますと起債ということも行なってまいりたいと思っております。こういったもろもろの財源をバランスよく組み合わせながら改築を進めてまいりたいと思っております。

それから、補正予算の話でございますけれども、スクールニューディール構想という中で、私、ちょっと勉強不足で申しわけないのですけれども、今、私どもで把握しているのは、施設面では学校耐震化の早期の促進ですとか、太陽光パネルを初めとしましたエコ改修の拡大などが盛り込まれているということは承知してございます。今年度の補正予算の中に、中青戸小で取り入れられているものが入っているのだろうかというのは、私のほうは今つかんでございませんので、それにつきましては、私が今勉強している中ではちょっと難しいのかなと。難しいというか、該当するものがないのかなと思っておりますけれども、再度、私どものほうで勉強させていただくとともに、今後こういった国の動きにつきましては敏感に把握して、先ほど申しましたように、できるだけ区の負担が軽減できるような方向で財源構成を私どもは図ってまいりたいと思っております。

以上でございます。

委員長 遠藤委員。

遠藤委員 大変ありがとうございました。

そこで、一つは、施設整備の基金であります。先ほどお話を伺ったところによりますと、約300億円ということになります。ところが、同時にこの改築を迎えている他区の様子などを見ますと、東京都内の学校というのは大体同じ時期に改築が進んでいく可能性があるものですから、この300億円というのはたちまちのうちになくなってくる心配がありまして、それだけに、これから改築に当たっての財政運営というのは、大変難しいかじ取りが迫られてくるのではないかと思います。

それにつきましても、今申し上げましたように、補正で審議されているような中身を可能な限り取り入れて、この財政に充てるようお願いしたいというふうに思っておりますので、よろしく願いいたします。

委員長 教育次長。

教育次長 今、遠藤委員さんからお話をいただきました。私どもも、これまでの教育長会、区長会のほうでも、改築に当たっては非常に財源が必要になるということで、国等について要望してきたところでございます。今、国のほうでそういった動きがあって、グリーンニューディール、スクールニューディールの中でそういった改築に向けての財源というものをいただけるような制度ができれば、それを有効に活用して、私どものほうでも手を挙げてまいりたいというふうに考えてございます。

よろしく願いいたします。

委員長 よろしいですか。

(「はい」の声あり)

委員長 ほかに、その他、発言がございませんか。

(「なし」の声あり)

委員長 ないようですので、続いて、その他の事項に入ります。

庶務課長、一括して説明をお願いいたします。

庶務課長 その他の1番目の「資料配付」でございます。

まず一つには、「6月行事予定表」でございます。小学校の狂言教室(シンフォニーヒルズ)が6月10日にございます。また、26日には中学校の特別支援学級の連合体育祭といったものが予定されておりますので、よろしくお願い申し上げます。

それから、資料の二つ目でございますが、「かつしかのきょういく」の109号をお配りしてございます。

それから、赤い冊子でございますけれども、第27回葛飾区民総合芸術祭典のプログラムでございます。

それが資料配付でございます。

そして、出席依頼が1件ございます。6月28日日曜日午後2時から、テクノプラザにおきまして「よい歯のつどい」が開催されますが、これにつきましては松本委員長のご出席をお願い申し上げます。

それから、3「次回以降教育委員会予定」につきましては記載のとおりでございますので、改めまして日程の確認をお願い申し上げます。

以上でございます。

委員長 よろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

委員長 それでは、以上をもちまして、平成21年教育委員会第5回臨時会を閉会いたします。

閉会時刻 11時30分